

書評

松嶋希会 『ロシア・ビジネスとロシア法』  
(商事法務、2017年)

篠田 優

一 はじめに

著者松嶋希会氏は、わが研究会でもご報告いただいたこともある<sup>1</sup>ので、少なからずの会員はご承知のことと思われるが、2005年から2008年まで、日本政府によるウズベキスタン共和国に対する法整備支援事業（倒産法）に従事し、その間1年半ウズベキスタンに駐在し、2010年6月から2017年4月まで、ビジネスコンサルティング会社であるPwCロシア・モスクワ事務所でロシア、カザフスタンなどのCIS諸国の日系ビジネスの支援に従事されてきた弁護士である（2001年弁護士登録）。帰国され、現在、アンダーソン・毛利・友常法律事務所で弁護士をされている。（本書巻末「著者紹介」より）。

さて、本書は、松嶋氏がPwCロシア・モスクワ事務所での実務経験に基づいて、これからロシア・ビジネスを始める方、既にロシアでビジネスを展開している方々のために書かれたものである。本書からは、日系企業であるかロシア企業であるかにかかわらず、およそロシアでビジネスに従事する企業がいかなる法的インフラのもとで、いかに行動し、または行動すべきかが鮮明に浮かび上がってくる。ビジネスに従事する者はもちろん、何らかの視角からロシア法を内在的に理解しようとしている研究者にとっても、本書は極めて有益な書といえることができる。

本書は8章からなっているが、以下では、各章の要点を評者なりに抽出、紹介し、しかる後に若干のコメントを記すことで本稿の責を塞ぎたいと思う。

二 本書の内容

さて、その8章の章立ては、次のような構成になっている。

- 第1章 ロシア企業について調べる
- 第2章 ロシア企業と契約する
- 第3章 ロシア企業への取引債権を保全する
- 第4章 ロシアに進出する
- 第5章 ロシア会社を運営する
- 第6章 ロシア従業員を解雇する

## 第7章 ロシアに日本人を派遣する

## 第8章 ロシア企業との紛争を予防・解決する

ロシアに限らず、外国でビジネスを展開しようとする、自ら彼の地に乗り込んでいくか（第4章の「進出する」）、彼の地にビジネスパートナーを見つけることになる。後者を選択した場合、まず、彼の地にどのような企業があり、それらはどの程度信頼できるのか調べなければならず（第1章）、そしてビジネスパートナーと契約を結び（第2章）、リスク管理をしながら（第3章）、ビジネスを展開することになる。会社組織でビジネスを展開する場合には、彼の地の会社法制を理解しなければならず（第5章）、経営の過程では従業員を解雇する必要にも迫られるが、従業員は労働法によってその地位と権利が守られているので、その際には彼の地の労働法制を知らなければならない（第6章）。彼の地で必要な人材を得られればよいが、どうしても日本から人を送らなければならないとすると、そのためのルールを知る必要がある（第7章）。以上のようなことに配慮しながらビジネスを展開するのだが、その過程では取引先その他と種々のトラブルが起きうるわけで、そうなったときの準備もビジネスの一環として必要である（第8章）。

以上からわかるように、ロシアでビジネスを始めようとする者、現に行っている者がいろいろな段階、局面で何らかの判断・決断を求められる際に、その判断・決断の前提となる知識・情報を提供・解説してくれているのが本書である。以下、章ごとにポイントを見ておきたい。

第1章では、まず、企業の基本情報を提供する法人登記制度の概要と、登記事項、登記情報の信用性等について解説すると共に、こうした情報にどのようにアクセスするかが紹介されている。そして、ビジネスパートナーとして好ましくない企業を排除するために、企業活動の諸情報（例えば、財務諸表、納税状況）や要注意企業情報へのアクセス方法が示される。例えば、要注意のひとつのメルクマールである「個人が複数法人の代表者に就任している場合」について、次のように述べられている。「登記機関のサイトでは、特定の人物が複数会社の経営に関与していないかを確認できる。一定程度、人で繋がっている企業グループを把握することができる。非常に多数の会社が検出された場合、それらの会社は空会社の可能性があるので注意が必要である」と。そして、サイトが示される（<https://service.nalog.ru/mru.do>）<sup>2</sup>。（25頁）

第2章は、①ロシア企業と契約する際の「ロシア企業の代表者・代理人」の確認、②契約の履行に際しての「国際送金による決済」、③日本企業が自社の製品をロシアで製造しようとする場合の「技術援助契約」についてのガイドである。

①について紹介すると、こんな具合である。ロシアのX会社の代表者と名乗るAと契約を締結しようとする場合、まずXの代表者がAであることを登記簿謄本の提示を求めて確認したうえで、次いで眼前のAが本当にAであるかをパスポートの提示を求めて確認する。しかし、「パスポートを盗み偽造している場合もあり、パスポートが無効化されていないか確かめるために、内務省が公開する無効パスポート情報を検索する」（31頁）。著者曰く、「ロシア当局がかかる情報を公開していることからすると、パスポートの盗難・偽造が多いことが推測される」（同頁）。

第3章では、債権保全策と倒産法制について解説される。債権保全策として、所有権留保販売、種々の保証、動産または不動産による担保制度について解説され、倒産については、破産手続と

再建型手続が紹介され、一連の倒産手続が解説される。

第4章では、ロシアに進出する際の拠点（会社か支店か）の開設と閉鎖、既存会社・既存事業の買収、合併会社の諸スキームについて、それぞれの注意点とともに解説される。たとえば、会社設立の場合、外国資本の会社であっても「特別な会社形態、設立手続や許認可制度は存在しない」が、「日本本社の100%子会社がイギリスにある場合、このイギリス子会社がロシアに100%子会社を設立することは認められず、ロシア会社にはイギリス会社が90%、日本本社が10%出資するといったようなストラクチャーを考えなければならない」（70頁）とか、会社設立の登記申請について、登記法上、書類に不備がなければ、3営業日以内に登記されるが、大型連休のある5月<sup>3</sup>のような「人手が少ない時期に申請をすると、3営業日以内に処理できないために「書類不備」とだけで却下されることもあるので、申請時期にも注意が必要である」（75頁）とったロシアならではの注意点が補足されている。

第5章では、「ロシアで最も利用されている会社形態は有限責任会社である」ことから（「2017年1月1日における営利法人登記数は389万5,974社であり、うち有限責任会社374万2,114社（96.05%）、株式会社10万2,293社（2.63%）、単一企業体2万1,034社（0.52%）」、生産協同組合1万4,870社、合資会社439社、合名会社217社と発表されている」（95頁）、有限責任会社についての資金調達、機関、代表者の取引権限、出資者の責任について解説される。

第6章では、ロシアにおいては「人員調整がしやすい雇用形態はな」いことを確認したうえで（115頁）、人事管理に関する諸書面、労働契約の終了について解説される。6章の表題から明らかなように、労働者の立場からではなく使用者の立場から、業務評価の低い従業員との労働契約をいかに解消するかが詳述される。

第7章では、ロシアは、「経済停滞時にはロシア人雇用を確保するため外国人就労を制限する傾向になるが、専門性を有する外国人の就労には肯定的である」こと、「専門性を有する外国人については、「高度な専門性を有する外国人」…という地位で就労条件が優遇される上、諸手続も簡易なため、日本企業は、当該地位で日本人を派遣するように調整・手配している」ことを指摘したうえで（137頁）、ロシア子会社への日本人の代表者への就任やプロジェクトに基づく日本人の派遣について解説される。

最終第8章では、ロシアの弁護士および法律サービス提供制度、公証制度、裁判所制度と裁判所による紛争解決、ロシアの仲裁機関での紛争解決、外国裁判所での紛争解決、外国仲裁機関での紛争解決について解説される。

本書には多くのことを教えられたが、特に本章においては評者の年来の疑問に得心のいく答えを与えてくれた部分があったので紹介したい。疑問とは、ロシアにおいて取引に関わる法律サービスの提供者が必ずしも弁護士ではないのはなぜかということである。著者の答えはこうである。

法的サポートの依頼先の選定にあたり「弁護士資格の有無をしっかりと確認すべきか、というと必ずしもそうとは言い切れない。民事法律サービスの提供に〔弁護士〕資格が要件でないため資格取得のモチベーションは上がらず、また現行弁護士制度が「ビジネス・ローヤー」に不向きな点があり、あえて資格を保有しないことを選択する者がいるからである。」（147頁）では、どうして不向きなのか？ 「弁護士は、憲法が保障する国民の法的権利を保護する「法的支援」とい

う特殊な任務を遂行し、「事業活動」を禁止されている。……業務は個人受任であるため、業務責任は個人で負い、それゆえ、大型案件の受注には慎重になる。「一方、弁護士資格がない者は、業務遂行に何ら規制がないため、会社形態でも個人事業者としても法律事務所を運営できる。……依頼者からすると、個人よりも賠償能力がありマンパワーもある会社が責任を持って受任するので、大型案件を依頼しやすい。弁護士は被雇用者となることが認められていないため、弁護士資格を保有したまま会社形態の法律事務所で働くことはできない。……会社形態の法律事務所に弁護士資格を保有しているものが入所を希望する場合、資格を抹消してから入所することになる」（153頁）。

### 三 コメント

六点、指摘しておきたい。

第一に、本書は日本企業のロシア・ビジネスを法的にサポートすることを目的として書かれたものであるが、その目的に応えようとすると、事柄の性質上、ロシアにおいて営利活動を業とする団体についての法を、民法・会社法のみならず、労働法・経済法さらには民事手続法をも含めトータルにフォローすることを要請されるが、本書は、まさにこの要請に的確かつコンパクトに応えた画期的な業績といえる。

第二に、第一の点に関わって、ロシアでビジネスを展開するにあたって重要な情報が掲載されている種々のホームページが紹介されていることを指摘したい。いうまでもなく、こうしたホームページは研究者にとっても非常に有益である。不勉強な評者は、本書から多くのホームページを初めて知ることができた。

第三に、日々、クライアントに対応し、不正確なことはできない仕事の性格上、当然といえば当然であるが、頻繁に変わる法令、裁判実務が丹念にフォローされていることは、やはり高く評価されるべきと考える。このようにフォローされているがゆえにロシア語を解す法学者・実務家がビジネス法を勉強しようとするとき、本書は、まず手に取るべき、表紙カバー下部にいみじくもあるように「必携」書といえる。

第四に、そうしたフォローが日々の実務経験に裏打ちされつつ行われているため、記述に臨場感、説得力がある。特に、合弁会社についての記述などには、合弁会社法自体が発展過程にあり、不明確な要素が少なからずあるなかで、ロシア側のビジネスパートナーといかに契約を結ぶかある種の緊迫感すら伝わってくる。かくして、読み物としてもおもしろい、ということもこの際付け加えておこう。

第五に、今、「発展過程」と述べたが、本書は、ロシアにおける市場経済を媒介する法的インフラの、いわば成長物語として読むことができる側面を持っている。本書からも垣間見ることができるが、法的インフラの整備は、目標の完成図があってそこに滑らかに着地するには進んでこなかった。本書をみることで、成長のいわば「節目」のいくつかをわれわれは知ることができる。体制転換後の市場経済の法的インフラを研究しようとする者にとっては、意義ある成果を齎す切り口を得る際の何らかのヒントを本書は与えてくれる可能性がある。ロシア法研究者は今

や絶滅危惧種になりつつあるとはいえ、これから現代ロシア法の研究をスタートさせようとする者にとって、本書は重要な参考書のひとつとなろう。

最後に、本書は、外国法または比較法研究者からはおそらく出にくい業績であろうということを描きつけておきたい。それは、研究者はビジネスの法的サポーターではないからということだけではない。研究者は、書かれた法*law in books*から制度を描出しつつ、その制度を支える、あるいはその逆にその制度の機能を阻む歴史的・具体的事情の解明を、その基礎的な任務としている（少なくとも、評者はそう考えている）。換言すれば、研究者は、制度を支える内的論理・その実際上の機能を規定する具体的要因の探求に意を注ぐ。こうした研究の構えには、現実の制度を実際に利用したその制度の影響を受ける人間の視点が含まれているとはいえ（機能実態にアプローチしようとするところこうした視点は不可欠である）、こうした人間の視点は必ずしも前面に、かつ全面には出てこない。それに対して、本書は、徹底してそうした視点——法制度に翻弄される人間の視点と言い換えることも可能であろうか——から書かれている。比較法研究者からは出にくい業績と述べた所以である。こうした仕事は良質な実務家にして初めて可能なことであり、研究者から見て、この点こそ本書の最も光り輝く点だと思われる。

## 注

- (1) 報告に基づく論文として、松嶋希会「グローバリゼーションと経済法改革——経済体制移行国の倒産法について——」『社会体制と法』10号（2009年）2頁以下参照。
- (2) 因みに、評者がこのサイトに入り、何の条件も付けずに検索をかけたところ、5,705人が検出され、この5,705人は、いずれも10以上の法人の代表者に就いていた。このうち、100以上の法人の代表を務めている者が二人いて、一人は111、いま一人は、なんと200であった（2018年8月24日検索）。
- (3) 戦勝記念日（5月9日）がある5月上旬は、ロシアも大型連休である。